

千葉市農業委員会だよりの発行に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内農業者に対し農業に関する情報を提供するための千葉市農業委員会だより（以下「農業委員会だより」という。）に関し必要な事項を定めることにより、本市の農業の振興に資することを目的とする。

(発行)

第2条 農業委員会だよりは、年3回発行する。

2 前項の規定に係らず農業委員会会長（以下「会長」という。）が、必要があると認める時は臨時号を発行することができる。

(配布等)

第3条 農業委員会だよりは、本市の農業者及び会長が必要と認められた者に対し無料で配布する。

(編集委員会)

第4条 農業委員会だよりの企画、編集等を行うため、農業委員会だより編集委員会（以下「編集委員会」という。）を置き、広報・普及班の班員をもって委員に充てる。

2 編集委員会に委員長及び副委員長を置き、広報・普及班の班長及び副班長をこれに充てる。

3 編集委員会の運営に係る事項は千葉市農業委員会広報・普及班運営要綱の定めるところによる。

(補足)

第5条 この要綱に定めるもののほか、農業委員会だよりに関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成12年1月27日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年7月20日から施行する。